

### こども誰でも通園制度を 試行的に実施しています

月10時間の利用可能枠の中で、保護者の就労要件などを問わず時間単位で保育園に預けることができます。

**所** 公立保育園（市内34園）  
**対** 市内に住所がある0歳6カ月～満3歳未満の未就園児  
**費** 1時間につき300円（別途給食費などが必要な場合があります）  
**申** 園利用申請書を幼児保育課（☎025・520・5720）に提出の上、直接利用したい園へ連絡



### 小木直江津航路 上越市民限定往復割引

小木直江津航路を往復利用する上越市民の皆さんの運賃を割り引きます。この機会に、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録が期待される佐



お知らせ

渡島へお出かけください。  
時 5月7日④～6月30日⑤（予算に達し次第終了）  
対 佐渡汽船が販売する乗船券または旅行商品で小木直江津航路を往復利用する市民  
費 割引額  
往復1500円（幼児は対象外）  
他 電話予約可（受付時間 午前8時30分～午後5時）  
申 園 佐渡汽船直江津総合案内所  
☎ 025・544・1234



### インバウンドの推進に 取り組む事業者を支援

観光事業者などが取り組む外国人旅行者の誘客や受け入れ態勢の整備などの経費の一部を補助します。

**対** 市内に事業所を有する宿泊、飲食、物販、交通などの観光事業を行う法人や団体  
**費** 対象経費  
外国人旅行者の誘客または受入態勢の整備のために行う次の事業に係る経費  
・メニュー表やチラシ、ホームページの多言語化

もよおし・講座

・多言語翻訳機の購入  
・商談会への参加など  
補助金額 補助対象経費の2分の1（上限10万円）  
**申** 園 魅力創造課（☎025・520・5740）

### 森林に関する届け出

森林法により、次の場合は届け出が義務付けられています。

**●所有者の届け出**  
個人・法人を問わず、売買や相続、贈与、譲渡などにより森林の土地を新たに取得した人  
**申** 土地の所有者となつた日から90日以内、問合せ先または各総合事務所

**●伐採および造林の届け出**  
対 地域森林計画の対象となつている民有林を伐採する場合  
**申** 伐採を始める30日前までに問合せ先または各総合事務所  
**園** 農林水産整備課（☎025・520・5759）



募集

### クマの出没に 注意しましょう



これからの時期、山歩きや耕作中にクマの目撃が多発します。クマを目撃した場合は、環境政策課、各総合事務所、警察署のいずれかに連絡してください。昨年はクマの目撃が多発し、令和2年には市内でもクマによる人身被害が発生しています。人身被害を防ぐために、次のことに十分注意しましょう。

**●クマに出合わないために**  
ラジオや鈴を鳴らすなど、自分の存在をクマに知らせるとともに単独行動を避ける

・自然は野生動物のすみかとして認識し、山歩き・屋外での作業などの際は、小まめに周囲を確認する（早朝・夕方）  
方は特に注意）  
・敷地内にクマを寄せ付けないよう、誘因物を処分する

**●クマに出合ったら**

・クマを刺激しない（大声を出す、物を投げるなど）  
・目をそらさず、後ずさりや離れる（絶対に走らない）

### 春から夏の注意点

・子グマを見ても絶対に近寄らない（母グマが子グマを守るために人に向かってくる可能性があります）  
**園** 環境政策課（☎025・526・5111）

### 光化学スモッグに注意

光化学スモッグとは、大気汚染物質が強い紫外線を受け変質し発生した光化学オキシダントが、気象条件などにより大気中に滞留し白くもやがかかったような状態のことを指します。健康被害発生の恐れがある場合に県から注意報が発令され、市は防災行政無線、安全メール、市ホームページなどでお知らせします。注意報が発令されても直ちに健康被害が発生するものではありませんが、屋外での運動を控え、目や喉に痛みなどの症状が現れた場合は、水道水で洗眼やうがいをし、室内で安静にしてください。



無料相談